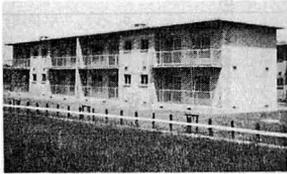




7. 大阪芦屋アパート(3種42戸)



8. 岡山宿舍(1種8戸)

(井沢 潔)



11. テレスハウス裏側

**じゅじゅせん 受授線** 専用線と国鉄線相互間、連絡運輸をする私鉄と国鉄線相互間等のように、異なる運輸機関相互間で貨車をやりとりする場合、または上り下り相互間あるいは本線と支線相互間等のように、同一運輸機関内で異なる方向から異なる方向へ連絡する貨車を、一時留置しておくための側線のことで、一般の貨車仕訳または留置には使用しないのがたてまえである。(近藤正弘)

**じゅたく 受託** 運輸機関が貨物の運送を引受けることをいう。この貨物は運送の目的物となる物品を意味するものであって小荷物を含む。

鉄道は鉄道営業法の定めるところにより公共機関として、特別の事由がある場合のほか、貨物の運送申込があったとき運送の引受を拒否することができないことになっている。これを鉄道に対する\*運送強制という。すなわち鉄道営業法は当該貨物の運送がつぎの事由を具備するときは、鉄道に対し運送引受の義務を課している。

- 1 荷送人が法令その他鉄道運送に関する規程を遵守するとき。
- 2 貨物の運送に付特別な責務の条件を荷送人より求めないとき。
- 3 運送が法令の規定または公の秩序もしくは善良の風俗に反しないとき。
- 4 貨物が成規によりその線路における運送に適するとき。
- 5 天災事変その他やむを得ない事由に基因する運送上の支障がないとき。(重森直樹)

**じゅたくていし 受託停止** \*輸送制限の一方方法であって、全面的に運送の引受を停止すること。

受託停止は輸送制限中もっとも強い制限であって、運転事故または線路障害等により、輸送が一時途絶した場合発動され、支障区間着または通過のものを一時限り営業を停止する手配である。この制限はあまり長期にわたるべきではなく、一時的な調整のために用いられるもので、長期にわたる受託停止は、鉄道公報による公示によって行わなければならない。受託停止の手配は「ウトム」<sup>1)</sup>と略称している。(笹 潤次)

**しゅっかせきにんぎょうんちんわりもどし 出貨責任付運賃割戻し** 一定数量の貨物を一定の期間内に出貨した場合に、その数量に対して一定の手続により既取運賃の一部をその貨物の荷送人に払い戻すという一種の運賃割引である。

この運賃割引は他の運輸機関等に貨物が不自然に転移してい

るか、または転移するおそれがある場合で、しかも自己の運輸機関の運送施設に余剰能力があるときに、その現有施設を有効に利用し、単位当り運送原価を引き下げるとともに、運賃収入の増加をはかるために行うものであるが、その前提としては他の運輸機関との関係において、運送速度・車両・施設等の運送サービスが自己の運輸機関として最高度に発揮されているにもかかわらず、運賃の点において割高であるという場合に過ぎり実施されるのが適当である。

出貨責任付運賃割りもどし<sup>2)</sup>が制度として設けられたのは、昭和5・2・17 鉄運乙第867号の通ちょうであるが、昭和10年以降漸次消極的となり、昭和13・3・31かぎりいったん廃止され、昭和28・4・30 官貨第929号依命通達により、同年5・1からふたたび実施されることとなった。

現行制度による運賃割りもどし方法は、品名・発着駅・扱種別・基本トン数・責任トン数・割引率・期間を公示し、その期間内に出貨トン数が責任トン数をこえた場合、期間終了後基本トン数をこえて発送されたトン数に対する運賃から割引額を算定し、その額を運輸帳表取扱手続および運輸収入事務規程の定めるところにより荷送人に割もどすものであって、その内容のおもなものはつぎのとおりである。

- 1 品名 主として他の運輸機関とその運送が競合する貨物。
- 2 発着駅 主として発着駅を特定するが、その範囲は国鉄線および連絡社線とする。
- 3 荷送人および荷受人 べつに限定しない。
- 4 基本トン数 運賃割りもどしの実施前における鉄道への出貨トン数を基準とするも、この制度の実施により新たに出貨されるものに対しては基本トン数は原則としてつけない。
- 5 責任トン数 この制度の実施を条件として出貨を予想されるトン数を基準とする。これを**出貨責任数量**という。したがって責任トン数は1つであるが、出貨意欲の向上をはかるため、責任トン数を2つに分けて第1責任トン数および第2責任トン数を設けることがある。
- 6 割引率およびその種類 割引率は運送原価を考慮して定めるが、基本トン数をこえ責任トン数までのものと、責任トン数をこえたものとの適用を異にするのが通例である。
- 7 割引方法 運賃割りもどしに関する公示条件の適用を希望する荷送人は、その発駅の属する鉄道管理局長とその適用につき契約を行い、これにもつぎ出貨数量調査を提出し、出貨責任トン数達成後提出する請求仕訳書により割もどしを受ける。
- 8 扱種別 原則として車扱とする。
- 9 期間 6箇月以内とする。(関根昇一)

**しゅっかゆうち 出貨誘致** 貨物運送における収支の改善をはかるため、出貨の意欲を積極的に促進する一方策である。

貨物運送は片道輸送であり、かつその運輸量には季節的波動を伴うのが特質である。また対抗運輸機関の出現によって運輸量が不自然に減少し、列車・車両等の運送施設をはじめ貨物運送能力に余裕が生じ、単位当り運送原価が割高となることがある。このような場合、現有の運送施設を有効に利用し、増送による増収をはかるため、一定の条件のもとに運賃割引等の方法により運送サービスを向上し、積極的に出貨の意欲を促進する方策がすなわち出貨誘致である。

国鉄において積極的に出貨誘致を行ったのは、戦前においては昭和5年から昭和11年までであるが、昭和29年以降ふたたび出貨誘致に努力している。出貨誘致の有力な方法としては\*「出貨責任付運賃割りもどし」<sup>3)</sup>制度が、もっとも効果的であると